

# しらおか歴史物知りシート

No.4-4

こもれびの森・歴史資料展示室

【庄兵衛堰枿】 篠津小学校の校門の前を東に進み、庄兵衛堀川に架かる赤池橋を渡って程なく右に曲がると、田んぼの中に煉瓦作りの構造物が残されているのが目に付きます。これが、今回お話しする「庄兵衛堰枿」です。

渡ってきた庄兵衛堀川は、かつては、現在の流路より東側へ湾曲して流れていました。その古い流路に設置されていたのがこの堰でした。現在は使われなくなって放置されていますが、設置当時は、技術の粋を凝らして作られ、重要な役目を果たしていました。その重要性に鑑み、令和2年3月建造物として市指定有形文化財に指定されました。

●庄兵衛堀川 庄兵衛堀川は、享保13年（1728）に井沢弥惣兵衛によって、現在の久喜菖蒲工業団地の一带にあった河原井沼が干拓され新田開発が行われた際に、河原井沼の附廻堀（排水用の迂回水路）として、新規に開削された悪水堀（排水路）です。明和7年（1770）の「騎西領用悪水堀等仕来覚書」によれば、台村から栢間堀（現在の隼人堀川）への合流地点までの長さ3729間（6712m）、平均幅2間（3.6m）を測り、堀の維持管理のために、河原井村、台村、三箇村、戸ヶ崎村、除堀村、原村、樋ノ口村（以上現久喜市）と篠津村の8か村によって組合が組織されていたといえます。



現在の庄兵衛堰枿（下流側から）

●庄兵衛堰枿の歴史 庄兵衛堰枿は元来、篠津村へ引水する堰で、現在地よりも100間（180m）上流にあったものを、河原井沼干拓後の享保17年（1732）に、篠津、高岩、野牛にまたがって所在する現在の位置に移し、野牛村・高岩村方面へ配水する用水堰としたといえます。それまで高岩村の用水は爪田ヶ谷堀（笠原用水の支流）に土堰を設けて取水していましたが、河原井沼の干拓に伴い爪田ヶ谷堀が沼からの悪水落へと変更され土堰が撤去されたため、黒沼用水から取水することとしました。しかし、十分な取水ができなかったことから新しく堰枿が設けられたといえます。

●煉瓦製樋門としての庄兵衛堰枿 庄兵衛堀川旧流路に残される煉瓦製一部石製の堰枿で、現存する利根川水系の煉瓦製樋門群9基内の1基に数えられます。明治39年（1906）11月31日に起工し、明治40年3月30日に竣工しました。9基の煉瓦製樋門群のうち6番目の築造となります（『埼玉県の近代化遺産』1996 埼玉県教育委員会）。

2連の桁型構造をとり、天井部は水路を跨ぐ切石が用いられ、この天井石の下流側に堰名、竣工年などが刻まれています。9,900個を使用したという煉瓦積みにはイギリス積が用いられ、上端部には持ち送り式の角出し装飾が施されています。下流側右岸の外側端部に「上敷免製」の刻印煉瓦が見られ、深

谷市の日本煉瓦の製品が用いられていることがわかります。

基礎の工法は、設計図から当時一般的だった土台木であることがわかります。これは地盤へ基礎杭として松丸太を打ち込んでから、杭頭の周囲に木材で枠を組み、中に砂利や栗石を敷詰めた後に突き固めて、その上に捨コンクリートを打設する方式です。

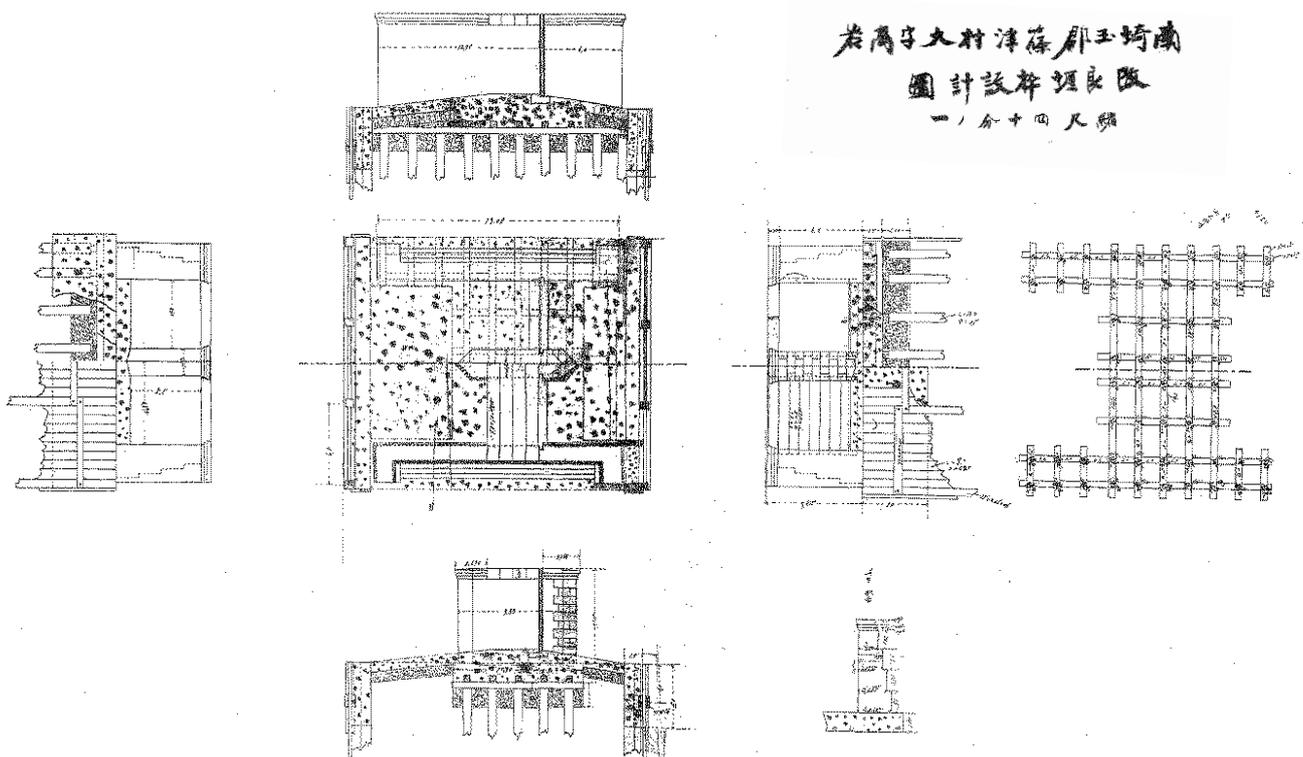
大正8年(1919)から昭和9年(1934)にかけて実施された<sup>おおおとし</sup>大落古利根川の改修工事によって庄兵衛堀川の流路が変更されたため、庄兵衛堰枠は1930年に廃止となります。わずか23年間の寿命でした。これは埼玉県内に建設された煉瓦樋門のなかでも最も短いものといわれています。

●**類例** 県東部地域の類例には、めがね橋堰(春日部市・明治24年)、<sup>ごかもん</sup>五ヶ門樋(旧庄和町・明治25年)、<sup>じんざえもん</sup>甚左衛門堰(草加市・明治27年)、<sup>こざるた</sup>落合門樋(旧騎西町・明治36年)、古箒田堰(久喜市・明治42年)などが挙げられ、このうち、甚左衛門堰と五ヶ門樋が県指定(建造物)、めがね橋堰が春日部市市指定(建造物)に落合門樋が加須市指定(史跡)となっています。このほか、煉瓦製樋門として文化財に指定されている事例に川越市の笹原門樋、沼口門樋、三軒家門樋及び富士見市の水越門樋があります。

日本煉瓦製造の工場が現深谷市に置かれていたこともあり、埼玉県内では、東部地域や比企・入間地域に煉瓦製河川構造物が多く残されており、治水、利水の歴史を物語る構造物として、また近代化遺産や土木遺産としても注目されてきました。

●**庄兵衛堰枠改良工事関連文書** 埼玉県立文書館に、明治38年5月の補助申請から明治40年4月11日の竣工検査復命まで合計52件の関係文書及び図面類が残されています。

関係文書には、明治23年の大洪水で大きな被害を受け大改修を行ったことや、その後も度重なる洪水被害を受け煉瓦造への改修を決めた経緯のほか、予算書、材料調書、現場の工事の立会い検査の調書、また、荒天や庄兵衛堀川の<sup>いっすい</sup>溢水などによる工事の遅延、施工主である水利組合の代表者の交代など実に様々な事柄が記録されています。こうした記録類は、明治後期の土木技術や河川管理の状況を知る上で大変貴重な資料であるといえ、庄兵衛堰枠が市指定文化財に指定される際に、堰枠の文化財的な価値観を大きく高める効果を発揮しました。



庄兵衛堰枠設計図 (埼玉県立文書館蔵)